

A I ・ 脳研究WGの設置について

平成27年12月14日
技術戦略委員会主査決定

A I や脳研究分野における研究開発の取組の現状と課題を把握し、それらの融合等も考慮した次世代人工知能の研究開発の推進方策、I o T 及びI C T 分野への活用方策等に関して調査、検討を行うこととする。

A I ・ 脳研究WG構成員（案）

（敬称略 五十音順、平成28年1月29日現在）

氏 名		主 要 現 職
主任	柳田 敏雄	国立研究開発法人 情報通信研究機構 脳情報通信融合研究センター(CiNet) センター長 国立研究開発法人 理化学研究所 生命システム研究センター センター長 大阪大学大学院 生命機能研究科 特任教授
	麻生 英樹	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 情報・人間工学領域 人工知能研究センター 副センター長
	石山 洸	(株)リクルートホールディングス RIT 推進室長
	上田 修功	日本電信電話(株) NTTコミュニケーション科学基礎研究所 機械学習・データ科学センター 代表 上席特別研究員
	宇佐見 正士	KDDI(株) 技術統括本部 技術開発本部長・理事
	栄 藤 稔	(株)NTTドコモ 執行役員イノベーション統括部長
	大岩 和弘	国立研究開発法人 情報通信研究機構 NICT フェロー・未来 ICT 研究所 主管研究員
	岡田 真人	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授
	加納 敏行	日本電気(株) 中央研究所 主席技術主幹
	亀山 涉	早稲田大学 基幹理工学部 情報通信学科 教授
	川人 光男	(株)国際電気通信基礎技術研究所 脳情報研究所長
	北澤 茂	大阪大学大学院 生命機能研究科 教授
	喜連川 優	大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所 所長
	杉山 将	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授
	鳥澤 健太郎	国立研究開発法人 情報通信研究機構 ユニバーサルコミュニケーション研究所 情報分析研究室長
	中村 哲	奈良先端科学技術大学院大学 情報科学研究科 教授
	原 裕 貴	(株)富士通研究所 取締役
	春野 雅彦	国立研究開発法人 情報通信研究機構 脳情報通信融合研究センター(CiNet) 脳情報通信融合研究室 主任研究員
	前田 英作	日本電信電話(株) NTTコミュニケーション科学基礎研究所 所長
	松尾 豊	東京大学大学院 工学系研究科 准教授
松本 洋一郎	国立研究開発法人 理化学研究所 理事	
八木 康史	大阪大学 理事・副学長	
矢野 和男	(株)日立製作所 研究開発グループ 技師長	
山川 宏	(株)ドワンゴ 人工知能研究所 所長	
山川 義徳	国立研究開発法人 科学技術振興機構 革新的研究開発プログラム(ImPACT) プログラム・マネージャー	
山崎 匡	電気通信大学大学院 情報理工学研究科 助教	
オブ	榎本 剛	文部科学省 研究振興局 参事官(情報担当)
"	岡田 武	経済産業省 産業技術環境局 研究開発課長

技術戦略委員会の運営について

平成27年1月30日

技術戦略委員会主査決定

情報通信技術分科会における委員会の設置（平成13年1月17日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第3号）第2項第3号の規定に基づき、技術戦略委員会の議事の手続、その他その運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

- 1 主査は、委員会の議事を掌握する。
- 2 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理を置く。
- 3 主査代理は委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
- 4 主査に事故があるときは主査代理がその職務を代理する。
- 5 委員会の会議（以下「会議」という。）は、主査が召集する。この場合、主査は、委員会の構成員にあらかじめ会議の日時、場所及び議題を通知する。
- 6 主査は、必要があると認める時、委員会に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 7 主査は、委員会の調査にあたり必要と認めるときは、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置し、委員会が調査する事項について、検討させることができる。
- 8 前項の規定に基づきWGを設置するときは、WGの主任は、主査が指名する。
- 9 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の主査が非公開とすることを必要と認めた場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 10 会議の公開・非公開の決定は、主査が行う。なお、会議を非公開とする場合は、その理由を公表する。
- 11 事務局は、会議が開催されるときは、会議名、日時、場所、議題、会議の公開・非公開の別及び傍聴申込要領を記載した開催案内を総務省ホームページに掲載すること等により、周知する。
- 12 事務局は、会議後速やかに、会議に出席した委員の確認を得て議事録を作成し、配付資料とともに、閲覧その他の方法により、原則として公開する。
ただし、議事録及び配付資料（以下「議事録等」という。）を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合 その他の主査が非公開とすることを必要と認めた場合は、議事録等の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 13 議事録等の公開・非公開の決定は、主査が行う。なお、議事録等を非公開とする場合は、その理由を公表する。
- 14 その他委員会の運営に関し必要な事項は主査が定める。